

太宰府市学校関係者評価（外部評価）委員会設置要綱

（設 置）

第1条 太宰府市立小中学校（以下「市立小中学校」という。）が実施する自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と地域住民・保護者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち、協力することにより、教育活動その他の学校運営の改善が適切に行われるようにするため、学校関係者評価（外部評価）委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- （1）市立小中学校の自己評価の適切性について評価すること。
- （2）市立小中学校の教育活動その他の学校運営の改善に向けた取組の適切性について評価すること。
- （3）市立小中学校の自己評価についての評価結果をまとめる学校関係者評価（外部評価）書の作成に関すること。
- （4）市立小中学校の学校関係者評価（外部評価）に際しての必要に応じた学校訪問や教職員、児童生徒、保護者からの意見聴取に関すること。

（構 成）

第3条 委員会は、市立小中学校ごとに作成する「学校関係者評価（外部評価）委員会名簿」に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員は、大学の研究者、PTA 役員、地域住民、学校評議員、他校の教職員をもって充てる。
- 3 委員会には委員長を置き、大学の研究者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、主宰する。
- 5 委員会に副委員長を置き、他校の校長職にある者をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代行する。
- 7 委員の任期は平成18年10月1日から平成20年3月31日とする。

（委員の責務）

第4条 委員は、公正に評価を行うとともに、知り得た秘密を漏らしてはならない。

（会議の招集）

第5条 委員会の会議は、必要に応じ、市立小中学校校長が招集する。

（事務局）

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を太宰府市教育委員会学校教育課に置く。

（その他）

第7条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、太宰府市教育委員会教育長が委員会に諮って定める。

（附 則）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。